

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2011 年度第 6 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

今回は、商務部より 2 名お呼びし、知財侵害に係る指導グループ設立、企業海外知財権保護センターによる諸外国との知財交流事業の概要につき講演いただきます。また、最高人民法院より 1 名お呼びし、昨年 12 月に発表された裁判機能に係る意見の解説をしていただきます。

中国行政・司法機関の知財保護に係る国家体制が急速に変化しており、その背景や概要について、直接中国政府機関の方よりお話を伺える機会として、ご活用いただけますと幸いです。皆様のご来場をこころよりお待ちしております。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、3 月 15 日（木）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2012 年 3 月 20 日（火）

13：00-14：30 中国日本商会 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可

15：00-17：30 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 12：30 から

中国 IPG 会員以外の方 14：30 から

場所：長富宮飯店 2 階 月季の間

北京市建国門外大街 26 号 Tel：010-6512-5555

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会 IPG

内容：

第 1 部 中国日本商会 IPG（北京 IPG）全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG 各 WG
- ・ 中国人実務者研修会活動紹介など

第 2 部 JETRO 知財セミナー

・「全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する指導グループ弁公室の設立について」

商務部 市場秩序司 秩序協調処 副処長 王宏偉 氏

- ・「企業海外知識産権権利保護センターの概要と海外との知財交流事業について」

商務部 条約司 知識産権処 副処長 楊默 氏

- ・『知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し

経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見』の解説

最高人民法院 民事第 3 庭（知財庭） 法官 朱理 氏

定員：80 名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14:00~17:00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail : post@jetro-pkip.org

【最新ニュース・クリッピング】

○中央政府の動き

1. 中国の知財保護政策 温総理「自国発展の需要」と強調（国家知識産権網 2012年2月6日）
2. 国家知識産権局がクレーム受付サイト開設、クオリティ向上めざし（国家知識産権網 2012年2月3日）
3. 2011年度知的財産権保護の優良事例、選定作業が開始（国家知識産権網 2012年2月3日）
4. 国家知識産権局、専門家バンク第一陣リストを発表（国家知識産権網 2012年2月10日）
5. 工商総局、自動車部品などの模倣品を厳重に取り締まる方針（人民日報 2012年2月10日）
6. 外資参入の技術移転強要 中国の商務部が全面的に否定（チャイナネット 2012年2

月 10 日)

7. 習近平副主席、司法・行政の両面から引き続き知財保護を強化 (国家知識産権網 2012 年 2 月 20 日)
8. 田力普局長、日本貿易振興機構・石毛理事長と会見 (国家知識産権網 2012 年 2 月 17 日)
9. 温家宝総理、知的財産権保護と投資環境改善に引き続き取り組み (国家知識産権網 2012 年 2 月 15 日)
10. 国家知識産権局、「特許執行保険」プロジェクトを試行的実施 (国家知識産権網 2012 年 2 月 22 日)

○地方政府の動き

1. 北京西城区工商局、アップル「iPad」の商標権侵害めぐり調査開始 (北京晩報 2012 年 2 月 5 日)
2. 27 の主要都市がスローガン発表 「イノベーション」が最も人気 (法制晩報 2012 年 2 月 5 日)
3. 南京市、権利侵害された企業は 9 割、検察当局が摘発強化 (検察日報 2012 年 2 月 1 日)
4. 全国に先駆け、知的財産権の集中管理体制を実現、深セン市 (国家知識産権網 2012 年 2 月 10 日)
5. 広東省専利審査協力センター、年内にも業務開始 (新京報 2012 年 2 月 10 日)
6. 深セン市、「知的財産権と標準化戦略綱要」を発表 (深セン特区報 2012 年 2 月 23 日)

○司法関連の動き

1. 北京、知的財産権事件の結審件数が 1 万 2269 件、全国トップ (国家知識産権網 2012 年 2 月 3 日)
2. 山東省初の「三審合一」裁判、日系企業商標の侵害者に国外退去処分 (国家知識産権網 2012 年 2 月 7 日)
3. 知的財産権をめぐる紛争、七割が文化分野、広東省高裁統計 (中国新聞網 2012 年 2 月 7 日)
4. 著作権侵害訴訟で「ウルトラマン」が勝訴、損害賠償金 2 万 5 千元 (中国法院網 2012 年 2 月 18 日)
5. 陝西高裁、文化発展促進めざし「意見」打ち出し (中国法院網 2012 年 2 月 24 日)
6. 最高裁「指導意見」、金融に係わる知的財産権事件の適切審理を要求 (法制網 2012 年 2 月 23 日)
7. 浦東新区裁判所、iPAD 販売差し止め請求を却下 (新華網 2012 年 2 月 23 日)

○統計関連

1. 専利権担保融資が 90 億人民元に、2011 年 (国家知識産権網 2012 年 2 月 1 日)
2. 2011 年度特許代理人試験、1493 人合格、前の年より 9% 増 (国家知識産権網 2012 年 2 月 8 日)
3. 2011 年のソフト著作権登録 初めて 10 万件の大台を突破 (国家知識産権網 2012 年 2 月 20 日)
4. 江蘇省、2011 年度の専利出願と登録件数が全国でトップ (新華報業網 2012 年 2 月

15日)

5. 2011年の研究開発費は8610億元、対GDP比1.83%（新華網 2012年2月22日）
6. 2011年度の特許登録件数ランキング発表、広東省がトップ（人民網 2012年2月24日）

○その他知財関連

1. 国際規格の制定・改正業務への参加、著しく進展（新華網 2012年1月26日）
2. 米企業の約7割：中国の知財保護環境「改善なし」または「悪化傾向」＝上海米国商会調査報告書（連合早報 2012年2月16日）
3. JETROと重慶市が協力覚書締結、実質的提携へ（重慶市政府公式サイト 2012年2月24日）

=====

●ニュース本文

○中央政府の動き

★★★1. 中国の知財保護政策 温総理「自国発展の需要」と強調★★★

中国の温家宝総理は3日広東省広州市で、中国の知的財産権保護政策について、「知的財産権保護は外国に見せてあげるものではなく、中国自国発展のために求められるものだ」と強調し、「中国は今後も、積極的に対外開放を推し進め、公開、透明、効率、公平の市場環境作りに努めていく」との考えを示した。

温総理はこの日、訪中しているドイツのメルケル首相とともに、中独両国の企業経営者との懇談会に参加。発言はドイツ人経営者が関心を持つ認証問題について質問を受けた際のものだ。

温総理は懇談会で、「中国とドイツ両国の平等互恵な経済貿易関係は、世界経済が困難に直面している中、その優越性が際立ってきた。双方は今後、さらに積極的かつ開放的な姿勢で互いの投資を拡大し、先端技術や省エネ、環境保護などの分野における協力と、中小企業間の協力を強化すべきだ」と述べた上で、「両国は二国間の経済貿易の協力制度を設立整備し、長期的な協力計画を策定すると共に、知的財産権の保護を強化し、二国間の経済貿易関係を新たなレベルに引き上げるべきだ」と表明した。

これに対して、メルケル首相は「両国はウィンウィン関係を保っている。ドイツは、さらに対中国投資を拡大したいし、中国企業のドイツへの投資も歓迎する」との考えを表明した。

両国の企業経営者も自らの協力の成果を紹介した上で、両国の経済貿易関係発展の促進に関する一連の提案をした。（国家知識産権網 2012年2月6日）

★★★2. 国家知識産権局がクレーム受付サイト開設、クオリティ向上めざし★★★

特許審査業務に対する意見を幅広く収集し、審査の「クオリティ」を絶えず向上させる狙いで、昨年7月22日に運営開始した特許審査の「クオリティ」に関する苦情相談サイトの改善版として、国家知識産権局は1月20日、特許審査クレームサイトを本格始動させた（<http://scywts.sipo.gov.cn/>）。

このサイトを通じて、誰もが特許審査業務に関する苦情・クレームを、登録または匿名の形で提出することができる。国家知識産権局ではクレームを適時に処理し、所定の期間内で処理の結果を送り返す。ユーザー登録をすれば、進捗状況や処理の結果を随時に確認

することもできる。

国家知識産権局の関係者によると、クレームの返事は関連問題についての解釈、説明だけで、審査決定ではなく法定手続きでもないため法的効力を持たない。専利局と専利複審委員会の審査・審判決定の不服に対する審判・行政再議の申請または起訴の手続きに取って代わることができない。

特許審査クオリティ苦情相談サイトは昨年末までに、クオリティに関する苦情 113 件を受理し、すべては処理・返信を行った。審査業務とユーザーの間の交流ルートとして幅広く注目されてきた。(国家知識産権網 2012 年 2 月 3 日)

★★★3. 2011 年度知的財産権保護の優良事例、選定作業が開始★★★

知的財産権の促進と知的財産権保護活動の P R 強化が狙いで、国家知識産権局と国家工商行政管理総局、国家版權局が共催の 2011 年度知的財産権保護の優良事例の選定作業はこのほど始まった。

知的財産権保護の重大事例、重大事件、最も影響力を持つ人物という 3 部門で賞の選定が行われる。2010 年度の選定に比べて、今回は選定対象に税関、公安、裁判所が加えられ、知的財産権のより広範な分野をカバーするようになった。選定作業のスケジュールでは 3 月にノミネートリストを公表し、一般向け意見を募集した後、関連当局の責任者や専門家による審査委員会で受賞者を決め、4 月 26 日からの知的財産権ウィークにおいて結果発表・表彰を行うという。

選定作業の日常業務を担当する事務局では選定の要件、手続きなどをすでに公表しており、さらに選定作業が順調に進められるよう協調、提携を強化するとともに、これに合わせて活動の P R や知的財産権意識の啓蒙普及に取り組むよう関連機関に求めている。(国家知識産権網 2012 年 2 月 3 日)

★★★4. 国家知識産権局、専門家バンク第一陣リストを発表★★★

国家知識産権局はこのほど、国家知的財産権専門家バンクに登録される専門家の第 1 陣リストを発表した。全国の各業界からの専門家 203 名が入選した。

国の「中長期人材発展計画綱要 (2010~2020 年)」と「国家知的財産権戦略綱要」の実施を徹底するために、「国家知的財産権人材バンクと人材情報オンラインシステムに関する活動実施プラン」に基づいて、国家知識産権局が国家知的財産権専門家バンクを創設した。登録専門家は國務院の関連機関、各地の知的財産権の管理当局、司法機関、大学、研究機関、企業、知的財産権代理機構などから選出され、国家知的財産権人材バンクと人材情報オンラインシステムの整備、知的財産権の発展をめぐる重要課題の研究、国の重大発展戦略における知的財産権関連のアドバイス、人材育成事業へのけん引役の発揮など分野での活躍が期待されている。

国家知識産権局人事司の責任者によると、今回発表したリストについて同局は、理論的研究、プロジェクト決定、学術交流、研究経費などの各面で入選専門家への支持を強化しようとその所属部門に呼びかけている。また、知的財産権活動の科学化、人材育成の強化などの分野において専門家がその専門知識、けん引役を十分に果たせるように取り組むことを、全国の各知的財産権管理当局に求めている。(国家知識産権網 2012 年 2 月 10 日)

★★★7. 習近平副主席、司法・行政の両面から引き続き知財保護を強化★★★

米国訪問中の習近平国家副主席は 17 日 (現地時間)、中米経済貿易協力フォーラムに出

席し、両国の経済貿易関係の発展などについて演説を行った。知的財産権の保護について習副主席はより透明な法律・政策環境の整備に取り組み、司法と行政の両面から引き続き知的財産権の保護を強化していく考えを表明した。

習副主席は過去 40 年の間に両国が相互交流を絶えず深めてきたことを評価し、中米の経済・貿易関係の安定的発展の促進策として、▽市場チャンスの把握▽良好な投資環境の整備▽協力分野の拡大▽グローバル課題の共同対応——の四点を提案した。また、2001 年に世界貿易機関に加盟して以来、承諾事項を履行して法律の改正や外国資本の制限緩和、保護主義の克服など各分野で中国政府の推し進めてきた対策を説明したうえで、イノベーションを促すためには知的財産権の保護は不可欠だとし、「中国政府は現在、より公開で透明な法律・政策環境の整備に力を入れ、副総理をリーダーとする知的財産権保護協調体制の確立を含め、司法と行政の両面から知的財産権の保護を引き続き強化し、国内企業と中国進出の外資系企業のためより安全なビジネス環境を作り出そうとしている」と語った。

このほか、習副主席は米国に対し、米国進出の中国企業のため引き続き公平且つ便利な投資環境を提供することや、中国企業による投資への理性的な対応、政治的原因が経済分野の協力の妨げになることの回避などを呼びかけた。（国家知識産権網 2012 年 2 月 20 日）

★★★8. 田力普局長、日本貿易振興機構・石毛理事長と会見★★★

中国国家知識産権局の田力普局長は 2 月 17 日、日本貿易振興機構（ジェトロ）の石毛博行理事長ら一行と会見し、両国の知的財産権協力事業について意見を交わした。

田力普局長は、知的財産権分野の協力が両国の経済・貿易協力関係を推進するうえに極めて大きな役割を果たしているとの認識を示し、両国企業により簡便で効率的なサービスを提供するために中国側は従来より知的財産権関連の各活動に力を入れてきたと述べた。さらに中日国交正常化 40 周年を迎える今年に、日本側との提携を強化して全世界のイノベーション活動に貢献していきたいと表明した。田局長はまた、中国の知的財産権保護における最新の状況を説明した。

石毛理事長の国家知識産権局訪問は昨年 10 月の就任後初めて。理事長は知的財産権分野で中国の収めた成果と中国の投資環境を評価したうえで、国交正常化 40 周年をきっかけに両国の間でより実質的、効果的な協力を引き続き推進し、両国の経済発展促進に寄与したいとの期待を示した。（国家知識産権網 2012 年 2 月 17 日）

★★★9. 温家宝総理、知的財産権保護と投資環境改善に引き続き取り組み★★★

国務院の温家宝総理は 14 日、欧州理事会のファンロンパイ議長とバローゾ欧州委員長と人民大会堂で第 14 回中国・EU 首脳会合を行った。会合の後に行われた共同記者会見で、温家宝総理は、中国は世界貿易機関加盟時の承諾を履行する上、市場参入規制の緩和と外資系企業の投資に関する法律法規の整備、知的財産権保護の強化、投資環境の改善に引き続き取り組む考えを表明した。

温家宝総理は記者の質問に答え、世界経済が低迷している中、中国進出の EU 企業の多くが利益の持続的で快速な成長を実現しただけでなく、新しい投資プランを次々と打ち出していることは中国市場がチャンスと活力に満ちている表れだと指摘した。さらに、「中国は世界貿易機関加盟時の承諾を履行する上、市場参入規制の緩和と外資系企業の投資に関する法律法規の整備、知的財産権保護の強化、投資環境の改善に引き続き取り組む考えだ」と表明し、「EU 企業の中国進出を歓迎し、内国民待遇の確実化など懸念問題の解決を

重視する」と語った。

温総理はまた、中国政府は国内企業による EU 進出を奨励する方針で、市場開放や人的交流、情報交流の利便化などについての EU 側への期待を EU 指導者に伝えたことも明らかにした。

会合の後に発表された共同コミュニケでは、▽投資の促進と利便化を図る協定に関する交渉の早期展開▽ハイテク貿易作業部会の初会合の早期開催▽地理的表示保護協定に関する交渉の継続▽知的財産権協力プロジェクトの第三期の実施——などで双方が合意した旨の内容が盛り込まれている。(国家知識産権網 2012 年 2 月 15 日)

★★★10. 国家知識産権局、「特許執行保険」プロジェクトを試行的実施★★★

国家知識産権局は 20 日、江蘇省鎮江県で特許保険の推進活動を討議するシンポジウムを開き、特許保険のパイロットプロジェクトとして「特許執行保険」の試行実施をスタートした。

シンポジウムでは特許保険商品の導入について今までの研究成果の説明や、商品プランの検討などが行われた。また、パイロットプロジェクトとして鎮江市知識産権局と金融弁公室、中国人民財産保険公司 (PICC) が共同で「特許執行保険」商品を試行的に実施することが決定された。

「特許執行保険」は特許権利侵害をめぐる調査費用と訴訟費用が保険の対象で、企業は保険金の 6~8%にあたる保険料を支払えば、権利侵害で訴訟提起または行政機関にエンフォースメントの実施を申し込んだ際に、関連の調査費用や弁護士費用、訴訟費用などが保険会社から支払う仕組みとなっている。

保険加入企業の負担軽減のために政府は一定の補助金も提供する。このほか、知的財産権局と PICC が招聘した専門家チームによる法的コンサルティングサービスも利用できるという。(国家知識産権網 2012 年 2 月 22 日)

○地方政府の動き

★★★4. 全国に先駆け、知的財産権の集中管理体制を実現、深セン市★★★

深セン市の市場監督管理局は同時に知識産権局の銘板を掛けることになった。2 月 8 日に行われた銘板除幕式で、国家知識産権局の田力普局長は挨拶の中で、知的財産権を高く重視する深セン市で知的財産権の集中管理体制が本格的確立されたことを意味するとし、「わが国の知的財産権界の一里塚だ」と評価した。

深セン市は 2009 年に政府機構の改革を行い、市場監督管理局を新設した。2004 年に設立した知識産権局の業務であった専利権、著作権の管理は新設の市場監督管理局が担当するようになった。知識産権局は実質上廃止された。市場監督管理局はまた、商標権の管理も担当している。これにより、深セン市は全国に先駆け、知的財産権の集中管理体制を実現した。深セン市の許勤市長は、「(知識産権局の) 銘板を掛けることは機構の増設や職能の調整、増員を意味するわけではなく、市場監督管理局の現在の職能を明確にし、業務の順調な展開を促すためだ」と説明した。

深セン市は昨年末の特許保有件数が 4 万 495 件に達し、1 万人当たりの平均保有件数が 39 件で、国の第 12 期五ヵ年計画に提示された 3.3 件の目標より 10 倍も上回っている。国内で首位に立つだけでなく、先進国並みの水準にも達している。田力普局長は深セン市の知的財産権活動について、今後はイノベーション型国家のレベルを目指すべきだとの考えを示し、「深セン市にはこのような条件と基礎があり、このような遠大な戦略的抱負と

発展的視角も持つべきだ」と語った。(国家知識産権網 2012年2月10日)

○司法関連の動き

★★★1. 北京、知的財産権事件の結審件数が1万2269件、全国トップ★★★

北京市高級人民法院(裁判所)の池強院長がこのほど、市の第13期人民代表大会第5回会議に提出した活動報告によると、北京の各裁判所で去年結審された知的財産権関連事件は1万2269件で、前年より16.3%増え、全国で22.3%を占めた。この中、総件数と新型事件の件数はいずれも全国で最も多かった。

知的財産権司法保護のレベルを高めるために、北京市高級人民法院では「ネット著作権をめぐる事件の審理に関する指導意見」、「商業フランチャイズ経営契約をめぐる事件の審理に関する指導意見」を作成した。これらの意見は市内の各裁判所の裁判業務を指導する役割を果たしたうえ、最高人民法院(最高裁)の司法解釈を作成する際の基礎となっており、国際から注目を集めている。

このほか、北京市は▽海澱区裁判所が専利関連民事事件を審理できる下部裁判所として最高裁に指定され、▽市高級人民法院の知的財産権法廷の延長が知的財産権保護分野の最も影響力を持つ人物に選出され、▽朝陽区裁判所が「中国知的財産権司法保護モデル裁判所」に選出されるなど、知的財産権司法保護の分野で多くの成果を上げている。(国家知識産権網 2012年2月3日)

★★★2. 山東省初の「三審合一」裁判、日系企業商標の侵害者に国外退去処分★★★

山東省青島市の中級人民法院(裁判所)はこのほど、日系企業の登録商標が付けられたブレーキパッドを中国メーカーに依頼したイラク人ビジネスマンに、登録商標詐称の罪で罰金15万人民元、国外退去を命じた。知的財産権をめぐる民事、刑事、行政の訴訟を統一的に審理する「三審合一」制度に基づき山東省で判決が下された初の事件となった。

被告のイラク人ビジネスマン、アマル氏は2010年6月に山東省の自動車部品メーカーにブレーキパッドを注文する際、権利者の許可を得ずにもかかわらず、「TOYOTA」、「NISSAN」、「MAZDA」など登録商標をその製品に使用した。計1万2640点で総額20万6400人民元に上るこれらの製品は、青島市の黄島税関で通関手続きをする際、権利侵害の疑いで差し押さえられた。アマル氏は「TOYOTA」などが中国で登録商標であることは知らなくて、製品区別のために使用しただけで、故意侵害ではないと主張しているが、裁判所のほうは登録商標詐称罪と判断した。「3年以上7年以下の有期懲役」を処する罪だったが、アマル氏の事件発生後の自首行為、罰金の積極的納付などにより情状酌量が認められ、罰金15万元と国外退去を命ずる判決を下した。(国家知識産権網 2012年2月7日)

○統計関連

★★★1. 専利権担保融資が90億人民元に、2011年★★★

2011年に全国で特許などを担保とした融資は総額が90億人民元で、前年より28%増加し、3年来の最高記録を更新した。担保設定対象の専利権(特許、実用新案、意匠)は1953件であった。

国家知識産権局はここ数年、知的財産権による投融資をサポートするサービス体制の確立、強化に取り組み、知的財産権と金融資産との融合を促し、専利権担保登録管理の強化や知的財産権担保融資のパイロット作業の展開などで、知的財産権担保融資の発展を積極的に推し進めてきた。過去三年間に中小企業による知的財産権担保融資は累計で200億人民元を超えるなど、これら施策が功を奏し、技術型中小企業の経営発展を強力にバックア

ップしてきた。

2008年に始まった知的財産権担保融資のパイロット作業も順調に進んでいる。2010年に財政部、銀行業監督管理委員会と「中小企業の発展を支援し、知的財産権担保融資とその評価管理を強化することに関する通達」を共同で発布し、2011年に交通銀行と「戦略的協力協議書」を締結したほか、国家知識産権局は全国のおよそ20地域で知的財産権担保融資のパイロットプロジェクトを実施し、16の省（自治区、直轄市）で中小企業を対象とした知的財産権金融サービスを展開し、17の省（自治区、直轄市）で知的財産権の価値評価にあたる専門家チームの設立をバックアップした。

国家知識産権局では現在、銀行業監督管理委員会と共同で「銀行業金融機構による知的財産権貸付ガイドライン」の作成を検討中で、その意見募集稿は近く公開される見通しだ。（国家知識産権網 2012年2月1日）

★★★2. 2011年度特許代理人試験、1493人合格、前の年より9%増★★★

2011年度の特許代理人（弁理士）資格試験に全国で1493人が合格し、合格者数は前の年より9%増えた。国家知識産権局の関係者が明らかにした。

全国特許代理人試験は国家知識産権局の主催で毎年行われている。第13回となる今回の試験に全国では史上最高の1万3854人が申請し、前年より16.9%増えた。この中、台湾からの受験者は188人で、17人が合格した。全国に設置された試験会場は前年の15カ所から18カ所に増加し、試験会場の数も過去最多となっている。また、国家知識産権局の統計では、受験者の学歴水準は全体にみて過去より高くなり、年齢は若年化の傾向を見せている。

1992年から始まった特許代理人全国試験は、特許代理業務の営業資格にかかわる許認可制度の規範化と人材の育成を促進している。2011年末までに、全国では合わせて1万2291人が特許代理人試験に合格した。この中、特許代理業務に携わる資格を取得した者は7220人で、特許代理機構は869社になっている。（国家知識産権網 2012年2月8日）

★★★3. 2011年のソフト著作権登録 初めて10万件の大台を突破 ★★★

国家版權局の発表によると、2011年の国内のソフトウェア著作権登録件数は過去最高の10万9342件に達し、初めて10万件の大台を突破し、前年比33.40%増加した。06年の2万1495件に比べて約5倍の増加となる。

中国版權保護センターがまとめた統計データによると、昨年のソフト著作権登録件数の地域別ランキングをみると、トップ3には北京市（3万36件）、広東省（1万9572件）、上海市（1万181件）が並んだ。登録件数全体に占める割合は北京が27.47%、広東が17.90%、上海が9.31%となっている。4位は江蘇省で8719件、5位は浙江省で8522件。上位5カ所の登録件数は合計7万7030件に上り、全体の7割以上を占めた。（国家知識産権網 2012年2月20日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部
北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022
TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782
E-mail : post@jetro-pkip.org
発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved